

災害時における施設の一時利用に関する協定書

安中市（以下「甲」という。）と株式会社荻野屋（以下「乙」という。）は、安中市内において災害が発生又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における、緊急避難場所としての施設の一時利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙の管理する施設を緊急避難場所として一時利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（緊急避難場所として一時利用できる施設）

第2条 甲が緊急避難場所として一時利用できる施設は、次の施設とする。

名称 おぎのや 横川店

住所 安中市松井田町横川297番地1

（緊急避難場所の開設）

第3条 甲は、災害時において、緊急避難場所を開設する必要がある場合、前条に規定する施設を緊急避難場所として開設することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき緊急避難場所を開設する場合は、事前に乙に対して文書により通知するものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 緊急避難場所の開設期間は、原則として避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発令時から解除時までとする。ただし、災害の状況等により期間を変更する必要があると判断される場合は、甲乙協議して決定する。

（職員の派遣）

第4条 甲は、前条の規定に基づき緊急避難場所を開設する場合は、甲の職員を派遣するものとする。ただし、甲の職員が派遣されるまでの対応は、乙の職員又は地域住民が行うものとする。

（緊急避難場所の管理運営等）

第5条 緊急避難場所を開設した場合、当該施設の管理及び運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、緊急避難場所の管理及び運営について可能な限り協力するものとする。

3 甲は、乙が早期に本来の活動を再開できるよう配慮するとともに、緊急避難場所の早期閉鎖に努めるものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、甲の要請に基づき乙が負担した、緊急避難場所の管理及び運営並びに当該施設を原状に復す費用を負担するものとする。

2 乙は、施設を甲に無償で提供し、緊急避難場所としての開設期間に生じた業務営業上の損益については、甲にその補償を求めない。

3 乙が管理する飲食料などの提供に係る費用は、受給者が負担するものとする。

4 乙は、第1項の規定に基づき決定した額を甲に請求するものとし、甲は災害による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

（避難時の事故等に係る責任）

第7条 乙は、第2条の規定に基づく施設において、地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（連絡窓口）

第8条 甲及び乙は、この協定が災害時に有効に機能するように、この協定の担当部署を定め、平常時から情報交換を行うものとする。

（緊急避難場所開設・運営訓練等）

第9条 乙は、甲又は地域住民が実施する緊急避難場所の開設・運営訓練等に、施設の管理運営に支障のない範囲で協力するものとする。

（守秘義務）

第10条 乙は、この協定の履行に関して知り得た情報を、他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（協定期間）

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月25日

安中市安中一丁目23番13号
甲 安中市
市長 茂木英子



安中市松井田町横川399番地
乙 株式会社荻野屋
代表取締役社長 高見澤志和

